

## 遺言公正証書

本公証人は、遺言者坂戸太郎の囑託により、後記証人2名の立会いのもと、遺言者の口述を筆記し、本証書を作成する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の妻坂戸花子（昭和〇年〇月 日生）に相続させる。

(1) 所在地 埼玉県東松山市あずま町一丁目  
地番 〇番  
地目 宅地  
地積 160・00平方メートル

(2) 所在地 埼玉県東松山市あずま町一丁目〇番地  
家屋番号 〇番  
種類 居宅  
構造 木造スレート葺2階建  
床面積 1階 70・23平方メートル  
2階 55・48平方メートル

第2条 遺言者は、遺言者の有する下記預貯金を遺言者の長男坂戸一郎（昭和〇年〇月 日生）に相続させる。

(1) 〇〇銀行 東松山支店 普通預金  
口座番号 1234567

(2) 〇〇銀行 東松山支店 定期預金  
口座番号 1234567

(3) ゆうちょ銀行 通常貯金  
記号 〇〇〇〇〇 番号12345678

第3条 遺言者は、前各条に記載した財産以外の、遺言者の有する動産その他一切の財産を前記妻坂戸花子に相続させる。

第4条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、前記長男坂戸一郎を指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として前記長男坂戸一郎を指定する。

- 2 . 遺言執行者は、この遺言に基づく不動産に関する登記手続及び預貯金  
の名義変更・解約・払戻しその他この遺言の執行に必要な一切の行為  
をすることができる。
- 3 . 遺言執行者は、この遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせる  
ことができる。

#### 第6条 附言事項

花子、一郎、今までありがとう。  
一郎においては私の死後も母さんのことを宜しく頼む。  
家族が仲良く暮らしていくことを願っています。

<以下 略>